

ID: 213

担当部署: 都市整備課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	高根沢町都市公園条例 第3条第1項及び第3項		
例規番号	昭和55年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (行為の制限)</p> <p>第3条 都市公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。 (4) 興行を行うこと。 (5) 花火その他火気を使用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、町長の指示する事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。</p> <p>4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園使用に支障をおよぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 町長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日